平成２８年（フ）第１８５号
神戸市兵庫区本町１丁目５番８号　ダイドーメゾン兵庫本町102号
債務者　福本　　豊
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９８号
神戸市中央区生田町１丁目２番11―406号
債務者　田村　佳子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０８号
神戸市東灘区北青木３丁目12番19号　ハイツ北青木　203号
債務者　木村しのぶ（旧姓朝井）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５号
鳥取県境港市渡町3830番地　ハウスメイトⅠ―103号
債務者　澤　真由美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５２号
愛媛県松山市末広町５番地３　佐伯ビル102号
債務者　小野　　晃
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
愛媛県松山市緑町１丁目３番地２　ガーデンハイツ緑町301号
債務者　井門　英生
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
長崎県長崎市西山台１丁目１番28―608号
債務者　川瀬　友香
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
長崎県対馬市美津島町大船越351番地１、前住所福岡市南区井尻１丁目29番22号
債務者　烏山　正巳
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
宮崎市大字塩路2779番地103　シーガイア塩路寮Ａ棟214号
債務者　中甕　アヤ
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４３８号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目９番26―305号
債務者　玉利　昌昭
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１４号
福島県郡山市赤木町21番12号　大善第一ビル401号
債務者　立野　陽子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
福島県郡山市赤木町21番12号　大善第一ビル401号
債務者　立野　友啓
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１３９１号
名古屋市中区新栄１丁目17番15号　ＢＥＬＬＥ　ＶＩＶＲＥ603号、従前の住所名古屋市中区新栄１丁目５番18号　メープルアネスト401号
債務者　梶田　祐生
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１４号
愛知県弥富市五明２丁目７番地　寿コーポ102
債務者　杉本　　潔
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１６号
名古屋市名東区極楽３丁目193番地、従前の住所名古屋市天白区土原１丁目312番地の１　パレス松和花壇Ａ棟６号
債務者　安部　真吾
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３４号
愛知県海部郡大治町大字三本木字金久73番地　坂部ハイツＡ202号
債務者　白木　達也
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部